

【報告事項2】

## 令和元年度会費の額並びに 納入方法について

このことについて、別紙の通り報告する。  
なお、改元に伴い平成31年度を改め令和元年として取り扱う。

令和 元年 6月26日

一般社団法人福島県農業会議  
代表理事会長 鈴木 理

< 経 過 >

令和 元年 5月 1日 改元に伴い平成31年度を改め令和元年として  
取り扱う。

# 令和元年度会費の額並びに 納入方法について

## 1. 普通会員会費の額について

### (1) 市町村

- ① 市町村会費の額は、地方農業委員会連合会毎に別に定める。(農家戸数割、経営面積割、平等割により算出する。)
- ② 飯館村及び双葉6町村(富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、檜葉町)については、2015年センサスの農家戸数、経営耕地面積が「0」になっているため、飯館村及び双葉8町村(広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)は、2010年センサスの数値を使用している。(平成30年10月5日開催の地方農業委員会連合会会長会議において検討し、了承済み)

### (2) 農業団体

農業団体会費の額は、会長がそれぞれ団体の長との協議の上決定する。

## 2. 賛助会員会費の額について

賛助会員会費の額は、会長がそれぞれ賛助会員の長との協議の上決定する。

## 3. 納入方法について

地方農業委員会連合会並びに農業団体は、それぞれ5月末日、11月末日の2回に分け納入するものとする。

なお、賛助会員会費については、8月末日に一括して納入するものとする。

平成31年 3月25日

一般社団法人福島県農業会議  
代表理事会長 鈴木 理